

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1
年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 通学区域審議会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	同	3, 0 0 0
-----------	---	----------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。